

資 料 提 供
令和 7 年 6 月 13 日
課 名：契約・調達管理課
担当者名：山 下
内 線：2139
電 話：082-513-2140（直通）

一般競争入札の落札決定の取消しについて

1 要旨

令和 7 年 6 月 9 日（月）に広島県物品等電子入札システムにより落札決定した低入札価格調査制度を適用した一般競争入札について、手続の誤りが判明したことから、同日中に落札決定を取り消した。

2 落札決定を取り消した業務の概要

- (1) 業 務 名：広島県広島港湾振興事務所庁舎等移転業務
- (2) 業 務 内 容：広島港湾振興事務所内の什器類等を移転先に移設
- (3) 履 行 場 所：広島県港湾振興事務所、広島国際フェリーポート
- (4) 入札方法等：一般競争入札（低入札価格調査制度適用）
 - ※ 電子入札システム案件であるため、契約・調達管理課において執行
- (5) 開 札 日：令和 7 年 6 月 9 日（月）

3 経緯

電子入札システムによる開札時において、低入札価格調査制度の調査基準価格（設計金額の 70/100）を下回った入札が複数あったところ、本来は落札の保留処理を行い、必要な調査を踏まえて相手方を選定し、落札決定を行う必要があったが、これを行う前に誤って落札処理を行った。

4 今後の対応

(1) 再発防止策について

本件のような複雑な開札手続を行う場合については、詳細な手続をマニュアル等に記載するとともに、開札時にダブルチェックを行うなど、適正な事務処理手続を徹底することで、再発防止に努める。

(2) 契約手続について

契約担当所属と調整し、当該業務の履行期までに契約が締結できるよう手続を進める。